

平成 29 年 1 月 31 日

各 位

太 陽 生 命 保 險 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 田 中 勝 英
東 京 都 中 央 区 日 本 橋 2 丁 目 7 番 1 号

太陽生命 株式会社伊予銀行で 「ひまわり認知症治療保険」の販売を開始

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、平成 29 年 2 月 1 日より、株式会社伊予銀行において、「ひまわり認知症治療保険」（正式名称：無配当選択緩和型 7 大疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）(002)・無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）(002)）の販売を開始しますのでお知らせいたします。

当社は、創業以来、時代の変化を先取りして、ご家庭のお客様のニーズに合った最先端の保険商品をご提供してまいりました。そして、本年 3 月より生命保険業界で初めて、健康に不安のある方でも加入できる、認知症による所定の状態を保障する保険「ひまわり認知症治療保険」を発売しました^(*)。

「ひまわり認知症治療保険」は、認知症に関する保障のほか、7 大生活習慣病^(**)やシニアの方に多い白内障・熱中症などを原因とする入院・手術に関する保障も兼ね備えています。さらに、事故や転倒、骨粗しょう症による「骨折」の治療を保障するなど、日常生活における身近なリスクにも備えることができ、発売から約 10 ヶ月で 15 万件を超える販売実績^(***)となり、大変ご好評をいただいております。

これまで以上により多くのお客さまにご提供できるよう、株式会社伊予銀行にてお取扱いを開始することとなりました。

株式会社伊予銀行にてお取扱いを開始する「ひまわり認知症治療保険」の主な特徴と商品概要については、【別紙】をご参照ください。

太陽生命は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えすべく、お取扱い商品・サービスの充実に努めてまいります。

以 上

(*) 1 簡単な告知により加入できる選択緩和型の商品で、認知症について保障する保険は生命保険業界初となります。

(一) 一般社団法人生命保険協会加盟 41 社について、当社で調べたものです(平成 27 年 12 月末時点)。

(**) 2 7 大生活習慣病とは、がん（悪性新生物）、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、腎疾患を指します。

(***) 3 平成 28 年 3 月より販売を開始した「ひまわり認知症治療保険」「認知症治療保険」の累計販売件数（平成 29 年 1 月 10 日時点）。



無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険(無解約払戻金型)(002)
無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険(無解約払戻金型)(002)

1.特長

①器質性認知症を保障します！

「器質性認知症(※)」により、「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなり、その状態が180日継続したとき一時金をお支払いします。

※器質性認知症とは、脳の組織の変化による病気です。

- ・例：血管性認知症、アルツハイマー病の認知症、パーキンソン病の認知症
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症

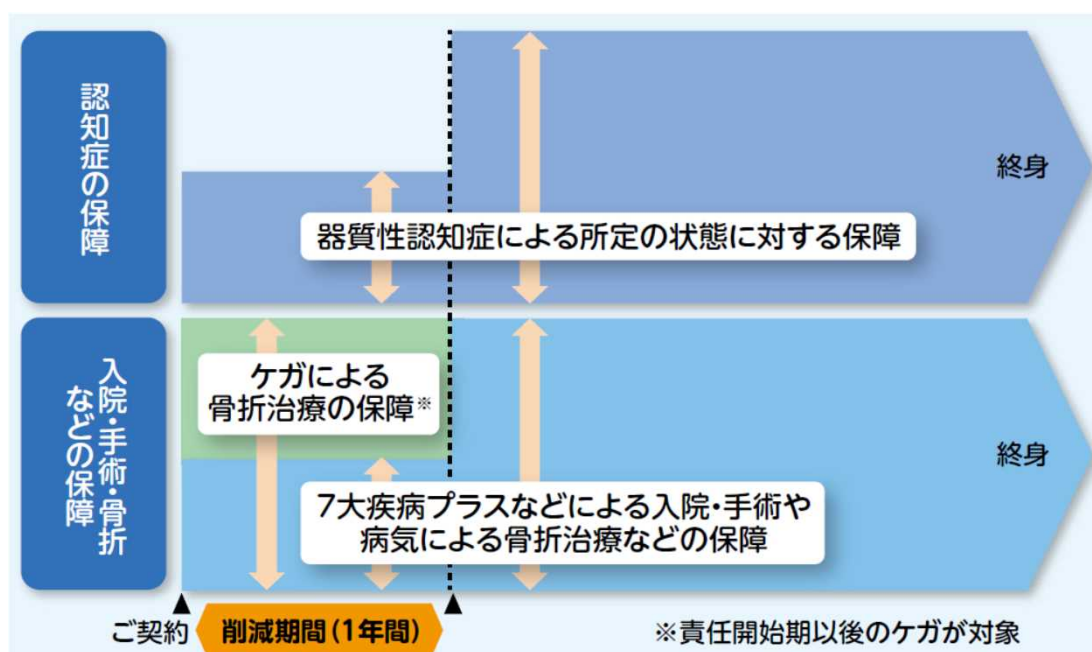
②「7大生活習慣病」「シニアに多い所定の疾病」「女性特有の病気」による入院・手術などを保障します！

「7大生活習慣病」やシニアの方に多い白内障・脊椎障害・熱中症(女性の場合はさらに子宮筋腫・卵巣腫瘍などの「女性特有の病気」を含みます)による入院・手術などにより一時金をお支払いします。

③骨折の治療を保障します！

事故や転倒による骨折・骨粗しょう症による骨折などシニアの方に多い、要介護の原因になりやすい骨折の治療により一時金をお支払いします(180日につき1回を限度とし、同一の原因による支払いは1回に限ります)。

2.しくみ図



3.ご契約のお取扱い	
契約年齢 (被保険者満年齢)	20歳～85歳
保険期間	終身
保険料払込期間	終身
保険料払込方法	月払(口座振替扱)
加入金額	<p>認知症治療給付金額：100万円・200万円・300万円から選択 基準金額 ：契約年齢 20歳～70歳 5万円 (入院一時金額) 契約年齢 71歳～85歳 3万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽生命の他の認知症治療給付金額、骨折治療給付金額、生活習慣病入院一時金額および女性入院一時金額等と通算して所定の限度があります。 ・骨折治療給付金額は、基準金額(入院一時金額)の2倍です。
最低保険料	口座月払保険料 2,000円
支払限度	<p>入院一時金：20回 (7大疾病プラス/女性疾病プラス) 骨折治療給付金：10回</p>
被保険者	契約者本人またはその配偶者もしくは2親等内の親族
診査区分	告知書扱
その他	指定代理請求特約は必須付加
ご注意点	<p>この保険には1年間の削減期間があります。 削減期間中に支払われる給付金等の金額は、ご契約後の不慮の事故を原因とする場合を除き、削減期間経過後の半分となります。 (認知症治療給付金は原因を問わず削減期間中に支払事由に該当したときは半額になります。)</p>

4.お支払事由

●契約年齢が20歳～70歳の方と71歳～85歳の方で、入院・手術・放射線治療および骨折の保障の給付金額などが異なります。

保障内容

		給付金の種類	認知症治療給付金100万円プラン				
			契約年齢 20歳～70歳		契約年齢 71歳～85歳		
			削減期間(1年間)	削減期間経過後	削減期間(1年間)	削減期間経過後	
認知症の保障 (認知症治療給付金特則)	生まれて初めて器質性認知症となり、所定の状態が180日継続したとき	認知症治療給付金 ^{※1}	50万円	100万円	50万円	100万円	
7大疾病プラン 女性疾病プラン が対象	入院の保障	1日以上入院のとき	入院一時金 ^{※2}	2.5万円	5万円	1.5万円	3万円
	手術の保障	入院中に公的医療保険制度にもとづく手術または先進医療に該当する手術を受けたとき	入院治療手術給付金 ^{※3}	5万円	10万円	3万円	6万円
		入院外(外来)で公的医療保険制度にもとづく手術または先進医療に該当する手術を受けたとき	外来手術給付金 ^{※3}	2.5万円	5万円	1.5万円	3万円
	放射線治療の保障	公的医療保険制度にもとづく放射線治療や先進医療に該当する放射線治療などを受けたとき	放射線治療給付金	5万円	10万円	3万円	6万円
骨折の保障	責任開始期以後のケガによる骨折と医師により診断され、治療を受けたとき	傷害骨折治療給付金 ^{※4}	10万円	10万円	6万円	6万円	
	病気による骨折と医師により診断され、治療を受けたとき	疾病骨折治療給付金 ^{※4}	5万円	10万円	3万円	6万円	

保険料の 払込免除

責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、事故の日から180日以内に所定の高度障害状態、または所定の身体障害状態に該当されたとき

以後の保険料の払い込みを免除
※保険料払込免除後も保障は継続します。

※1 認知症治療給付金のお支払いは、1回を限度とします。給付金をお支払いしたとき、この特則は消滅します。なお、認知症治療給付金特則が消滅した場合、将来の保険料が変更されます。

※2 入院一時金のお支払いは20回を限度とします。支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、退院日の翌日から起算して180日を経過する前に開始した入院は継続した1回の入院とみなします。

※3 同時に2種類以上の手術をあわせて受けられた場合または同一の日に複数の手術を受けられた場合には、最も給付金額の多い、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

※4 骨折治療給付金のお支払いは180日間に1回を限度とします。また、お支払いの回数は10回を限度とします。なお、同一の原因による骨折は1回のみ支払います。

対象となる手術

- ・公的医療保険制度にもとづく診療報酬点数表^{*}により手術料の算定対象となる手術
- ・先進医療に該当する手術(ただし、器具を用い、生体を切除するなどの手術にかぎりません)
- ・公的医療保険制度にもとづく診療報酬点数表^{*}により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術
- ※外来手術給付金のお支払い対象は、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に記載の手術にかぎりません。

対象となる放射線治療

- ・公的医療保険制度により放射線治療の算定対象となる診療行為(ただし、血液照射を除きます)
- ・先進医療に該当する放射線治療または温熱療法(ただし、診断および検査を目的とするものを除きます)

※手術の種類によって14日間に1回をお支払いの限度とするものがあります。
※放射線治療給付金のお支払いは60日間に1回を限度とします。

●先進医療は、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付の対象とならないことがあります。

- ・先進医療を実施する医療機関はかぎられています。
- ・厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。

●認知症治療給付金200万円および300万円のプランもあります。

以上

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。商品の詳細につきましては、パンフレットをご確認ください。